

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日がとる場合)
(月の翌日は、当該月鳥取県条例第六号)

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第六号)の施行期日は、昭和五十九年十月一日とする。

目次

◇規則

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立農村総合研修所管理規則

規則

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県立農村総合研修所管理規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十八日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第五十九号

(趣旨)

鳥取県立農村総合研修所管理規則

第一条 この規則は、鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所(以下「研修所」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 研修所の開所時間は、午前九時から午後五時(土曜日にあつては、正午)までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開所時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示するものとする。

(休所日)

第三条 研修所の休所日は、次のとおりとする。

一日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、

臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休所し、又は休所日に開所する場合に準用する。

(利用の申込み等)

第四条 研修所を利用する者は、様式第一号による利用申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、研修所の利用の許可をしたときは、様式第二号による利用許可書を交付するものとする。

(行為の制限等)

第五条 研修所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

1 研修所の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

2 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

3 その他知事が定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しても、研修所への入所を拒み、又は研修所からの退去を命ずることができる。

(監督)

第六条 知事は、研修所の適正な管理を図るために必要なと認めるときは、研修所の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第七条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

1 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

2 前条の命令又は指示に従わないとき。
3 その他研修所の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の减免)

第八条 条例第五条の規定による使用料の减免は、農業の振興を図るため

知事が特に必要があると認めた場合に行う。

2 使用料の减免を受けようとする者は、様式第三号による减免申請書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、研修所の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄に次の1項を加へ。

十八 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第六号）第五条の規定による鳥取県立農村総合研修所の使用料の減免の決定

様式第1号（第4条関係）

鳥取県立農村総合研修所利用申込書

職 氏 名 殿
年 月 日

申込者 住 所
氏 名
(④)

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり鳥取県立農村総合研修所を利用したいので、申し込みます。

利 用 の 目 的	
利 用 施 設	1 第一研修室 2 第二研修室 3 第三研修室 4 第一演習室 5 第二演習室 6 第三演習室 7 農業情報室 8 会議室
利 用 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 予 定 人 頁	人
冷・暖房の要否	要 否
利 用 責 任 者	住 所 氏 名 (電話番号)
備 考	

昭和59年9月28日 金曜日 鳥取県立農村総合研修所

様式第2号（第4条関係）

鳥取県立農村総合研修所利用許可書

住所 氏名 年月日

職氏名 団

職氏名 年月日

申請者住所

郵便番号

次のとおり鳥取県立農村総合研修所の利用を許可します。

利用の目的							
利用施設	1 第一研修室	2 第二研修室	3 第三研修室				
	4 第一演習室	5 第二演習室	6 第三演習室				
	7 農業情報室	8 会議室					

次のとおり鳥取県立農村総合研修所の使用料を減免してくださるよう申請します。

(団体あつては、名称及び代表者の氏名)

利用施設	1 第一研修室	2 第二研修室	3 第三研修室				
利用施設	4 第一演習室	5 第二演習室	6 第三演習室				
	7 農業情報室	8 会議室					
利用の期間	年	月	日	時	分から		
					分まで		
利用の期間	年	月	日	時	分から		
					分まで		
使用料							
減免申請の額							
減免を必要とする理由							
備考							